

2016年5月9日

愛媛県伊方町  
町長 山下 和彦 殿

## 要 望 書

新緑満ち、風薫るいい季節となりました。

貴殿におかせられては、日頃から伊方町民各位のため、行政に邁進されておられることと拝察致します。さらに地元で伊方原発を擁し、熊本大地震の今後の進展に不安を抱かされている町民も多いのではないかと推察いたします。

さて、私たちは本年2月、伊方原発広島裁判原告団を結成し、去る3月11日、広島地方裁判所に伊方原発運転差止の提訴（本案訴訟）と伊方原発3号機運転差止仮処分命令申立を同時に行いました。

私たちがこの訴えに踏み切ったのは、次のような理由に拠ります。

1. 伊方原発はたとえ事故を起こさなくても運転中大量の放射性物質を放排出しており、これを座視するなら人工電離放射線による被曝を受忍することとなり容認できない。あまつさえこの被曝の押し付けを私たちが断固として拒否することは、次世代に対する責務ですらある。1945年8月の、原爆による放射線被曝の恐ろしさを身をもって知っている者として、放射線被曝はいかに低線量であっても被曝損傷をもたらす、原爆放射線と同種の被曝損傷をもたらす原発を次世代に残すべきではないしまた残したくない。

<3月11日の第1陣提訴の原告67名中には、原告団長・副団長をはじめとする広島・長崎の原爆被爆者が18名含まれています。また5月5日現在原告は100名となっておりますが、うち27名が広島・長崎原爆被爆者です>

2. 伊方原発でフクシマなみの苛酷事故が起こったら、御地のみならず広島市も法令で定められた公衆被曝線量限度をはるかに越えるひどい放射線被曝を強いられることが、原子力規制委員会の放射性物質拡散シミュレーションで予測されている。私たち広島市民も事実上の移住を余儀なくされることになり、「ふるさと」を失うことになる。しかも伊方原発はフクシマなみの苛酷事故の可能性を絶対排除した上で再稼働されるわけではない。

<別添リーフレット『被爆地ヒロシマが被曝を拒否する』をご参照ください>

3. 原発など核施設から不断に放排出される放射性物質による低線量内外被曝によって世界中の核施設の核産業労働者や周辺の住民に健康被害を与えていることを示す多数の研究や報告が公表され、その低線量被曝損傷の実態は明らかである。

現在地震に関する科学は、巨大地震発生を精確に予測する段階に至っておりません。そのことは今回熊本大地震が見事に証明しました。中央構造線の活断層群が引き金になって巨大地震が発生し、伊方原発が破壊される可能性なしとしません。いったん苛酷事故が起きれば、その結果は前述の通りです。

伊方原発の直接立地自治体である伊方町及び町長である貴殿は、伊方原発の再稼働について非常に大きな影響力をお持ちです。この点に鑑み、その持てる影響力を遺憾なく発揮せられて、長期視野から伊方原発再稼働に反対の意思を明示され、さらには同原発廃炉に向けてご尽力いただきますよう要望します。

なお、蛇足ながら原発産業は先進民主主義国家においてはすでに明白に衰退産業であり、すでに原発ゼロ政策を採用している諸国もあります。また世界銀行は発展途上国電力網インフラ構築に際し、原発による電力には投融資しないことをすでに決定しております。アメリカ、イギリス、フランスのような原発大国においてすら新規立地は望むべくもなく、産業としての先行きは死を迎えるばかりです。余計なこととはなりますが、伊方町百年の計に立てば、一刻も早く脱原発依存の地域経済構築に着手されるべきであると申し添えます。

## 要 望

- 一、伊方町民・周辺自治体住民、原爆被爆者をはじめとする広島市民や瀬戸内海沿岸住民及びすべての日本国民を、人工電離放射線による健康被害や生命への危険から守るため、四国電力伊方原発再稼働に反対し、同原発を廃止するためご尽力ください。

伊方原発広島裁判

原告団団長 堀江 壯(広島原爆被爆者)

同副団長 伊藤 正雄(広島原爆被爆者)

原告団 一 同